

令和7年度アイドリングストップ支援機器等導入促進助成実施要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
(助成対象) 第2条 本要綱に定める助成対象とするアイドリングストップ支援機器は、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して、使用可能な車載用冷暖房用機器で新たに購入(中古品は不可)した、次に掲げるものとする。 (1)エアヒータ (2)車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置 2 対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月末日までに事業を完了(装置装着及び支払い又はリース契約、割賦販売契約)したものとする。	(助成対象) 第2条 本要綱に定める助成対象とするアイドリングストップ支援機器は、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して、使用可能な車載用冷暖房用機器で新たに購入(中古品は不可)した、次に掲げるものとする。 (1)エアヒータ (2)車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置 2 対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月末日までに事業を完了(装置装着及び支払い又はリース契約、割賦販売契約)したものとする。 <u>但し、令和7年3月1日から令和7年3月31日に事業を完了した場合又は全ト協の交付限度額に達した場合、全ト協の指定機器以外の場合は、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に関し、埼ト協分を助成の対象とする。</u> <u>なお、届出していない事業者については、全ト協指定機器のみ全ト協の予算の範囲内で助成する。</u>